

2021年6月11日

株 主 各 位

山梨県中巨摩郡昭和町西条1514番地
(本社 東京都渋谷区初台二丁目5番8号)

株 式 会 社 フ レ ア ス

代表取締役社長 澤 登 拓

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会においては、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号
渋谷東口ビル4階 TKPガーデンシティ渋谷 ホール4C
3. 目的事項
報告事項
 1. 第19期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://fureasu.jp/>) に掲載させていただきます。
-

◎新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する注意事項

- ・株主総会に出席する役員及び運営スタッフにつきましては、マスクを着用してご対応させていただく場合がございます。
- ・当日の会場は、間隔を空けて座席を配置いたしますので、十分な席数が確保できない場合がございます。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・書面での議決権行使を推奨しております。何卒ご利用をご検討ください。なお、議決権の行使期限は2021年6月28日（月曜日）午後6時到着分までとなります。
- ・ご来場を予定されている株主様におかれましては、当日までの感染状況とご自身の健康状態にくれぐれもご留意ください。
- ・特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、ご無理をなさらず、ご来場について慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・ご来場の際は、マスク着用等の感染予防にご協力ください。なお、マスクを着用されていない方につきましては、運営スタッフよりマスク着用のお願いまたはご入場をお控えいただく場合がございます。
- ・ご来場の株主様につきまして、体調不良とお見受けされる方には、運営スタッフよりお声掛けさせていただき、検温のご協力をお願いまたはご入場をお控えいただく場合がございます。
- ・すでにご入場されている方につきましても、体調不良とお見受けされる方には、ご退出をお願いする場合がございます。
- ・株主総会の所要時間は可能な限り短縮させていただく予定です。すべてのご質問にはお答えできない場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、大変ご不便をお掛けいたしますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止に関しまして、ご理解及びご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://fureasu.jp/>) にてお知らせいたします。

事 業 報 告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較はしておりません。

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続いていたものの、米国の保護主義的姿勢の高まり等に加えて、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による経済活動の停滞から、景気の先行きは極めて不透明な状況が続いております。

当社グループが属する在宅マッサージ業界及び訪問看護業界におきましては、少子高齢化が加速する一方で、医療機関における病床数の減少が見込まれるとともに、特別養護老人ホーム等の介護施設の待機者数は、年々増加傾向にあり、政府による地域包括ケアシステムの構築の推進活動と相俟って、在宅療養の重要性がますます高まってきております。

このような状況のもと、当社グループが訪問してサービス提供する対象の一部には介護施設が含まれておりますが、多くの介護施設では新型コロナウイルス感染拡大防止を目的として、外部者の施設への立ち入りを一時的に禁止するなどといった措置がとられております。このため、利用者数及びサービス提供回数が前年比で大きく減少いたしました。一方で、緊急事態宣言が発出されていない期間及び地域については、再開する介護施設も増えつつあります。

また、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に達する2025年頃には、国民の3人に1人が65歳以上の高齢者、5人に1人が75歳以上の後期高齢者になるといういわゆる「2025年問題」の到来が見込まれる環境下において、介護施設等の法人営業を強化することによるサービス利用者のさらなる増大を通じて、「2025年問題」の解決企業として当社グループが事業を遂行していくことを実現すべく、2020年6月1日付で株式会社オルテンシアハーモニーの株式を取得し子会社化することで、マーケットシェア及びサービス提供エリアがより一層拡充いたしました。

なお、株式会社星野リゾートとの業務提携につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、株式会社星野リゾートグループが運営する宿泊施設への宿泊客の減少に伴って当社サービスの利用者が減少したことに加えて、新型コ

コロナウイルスへの感染防止を図るために、2020年4月16日以降は当社サービスを中止せざるを得ず、今後の売上回復には相応の期間がかかることが見込まれたため、これまで本サービスに投下してきた経営資源の適正な再分配を図るべく、2020年6月30日付で業務提携契約を合意解約いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,672,197千円、営業損失は16,606千円、経常利益は102,695千円、親会社株主に帰属する当期純利益は59,320千円となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。なお、当連結会計年度より、株式会社オルテンシアハーモニーを新たに連結子会社としたことに伴い、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の「マッサージ事業」から、「マッサージ直営事業」「マッサージフランチャイズ事業」に変更しております。

①マッサージ直営事業

マッサージ直営事業では、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、多くの介護施設で外部者の施設への立ち入りを一時的に禁止された影響による減収が続いておりましたが、緊急事態宣言が解除された期間及び区域に関しては、介護施設に向けてサービスの再開を訴求してまいりました。また、サービス休止中に筋麻痺や関節拘縮といった症状が進んでしまった利用者に対して、日常生活動作能力（ADL能力）の向上を目的として、従前よりも高頻度なサービス提供を提案することで、サービス提供回数の増加に取り組んでまいりました。また、介護施設への営業を強化するなど、引き続き当社グループのサービスの認知度向上を図ってまいりました。

以上の結果、売上高は2,988,992千円、セグメント利益は483,665千円となりました。

②マッサージフランチャイズ事業

マッサージフランチャイズ事業は、株式会社オルテンシアハーモニーの子会社化に伴い、これまでの「フレア在宅マッサージ」ブランドに加えて、「レイス治療院」ブランドによるフランチャイズ展開を新たに開始いたしました。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、新規加盟店のための研修会を一時的に休止しておりましたが、テレビ会議システムを利用するなど、リモートでの研修会を開催いたしました。これらにより、フランチャイズ加盟店は209拠点の純増となり、当連結会計年度末における加盟店数は237拠点となりました。

以上の結果、売上高は394,620千円、セグメント利益は118,145千円となりました。

③その他の事業

その他の事業セグメントに含まれる主な事業である訪問看護事業は、新型コロナウイルス感染拡大による大きな影響はなく、地域のケアマネジャーに対する営業の強化を通じて、当社グループのサービスの認知活動を推進してまいりました。

以上の結果、売上高は288,584千円、セグメント利益は11,901千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、18,820千円であります。その主な内訳は、主に請求システムの改修費12,364千円及び予算管理システムの取得5,338千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、マッサージフランチャイズ事業のための運転資金の確保を目的として、長期借入金780,000千円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、在宅医療をサポートする企業として、マッサージ直営事業を主たる事業として展開しております。

現在の我が国は、国民の4人に1人以上が65歳以上の高齢者（出所：内閣府「平成30年版高齢社会白書」という世界保健機関（World Health Organization:WHO）が定義する「超高齢社会」を迎えております。これに伴い医療費のうち入院費を含む診療費は、年間30兆円を超える規模にまで膨らみ（出所：厚生労働省「平成29年度 医療費の動向」）、我が国は、社会保障費等の増加による財政の悪化に直面しております。

このような状況下、入院費の削減を目的とした医療機関の病床数の削減が政府目標として掲げられるとともに、在宅医療と在宅介護の充実化により医療機関における診療から在宅医療への転換を図る地域医療構想（「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」及び「医療法」第30条の4第2項）が政府の方針として打ち出されております。

また、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に達する2025年頃には、国民の3人に1人が65歳以上の高齢者、5人に1人が75歳以上の後期高齢者になるといういわゆる「2025年問題」が到来し（出所：厚生労働省 広報誌「厚生労働」2017年2月号）、多くの医療難民、介護難民の発生への対応が社会問題となることを見込んでおります。

このような経営環境下、当社グループは「人と人とのふれあいを大切に社会貢献すると共に、社員の物心の幸せを追求する」という会社理念のもと、「全国津々浦々に一人でも多くの方に速やかにフレアスのサービスを提供し、日本の在宅事情を明るくする。」という経営ビジョンを掲げ、事業を通じて「超高齢社会」における社会問題の解決に資する企業となることを目指しております。

このような経営方針及び経営環境の下、当社グループが対処すべき課題は、主として、以下の項目と認識しております。

①人材の定着と採用の強化について

当社グループは、さらなる事業の拡大を図っていくためには、あん摩マッサージ指圧師及び看護師等の専門職をはじめとした人材の定着と採用の強化が重要であると認識しております。

そのため、当社グループでは、待遇の改善、労務に焦点をあてたコンプライアンス委員会の開催、全事業所規模での安全衛生委員会の開催、メンタル面での悩み相談が可能な外部相談窓口の設置、定期的な実施される従業員満足度調査に基づく会社に対する満足度の把握及び従業員等が共感できる会社理念や経営ビジョンの策定と共有化等を通じて、離職率の低下等、人材の定着に向けた全社的な取り組みを実施しております。また、人材採用の専門部署の設置、あん摩マッサージ指圧師を育成する専門学校における定期的な会社説明会の実施等を通じて、採用の強化を図っております。

今後もこれらの施策等を継続的に実施し、人的経営資源の維持と確保に努めてまいります。

②人材の育成について

当社グループは、適切な事業の遂行と事業の持続的な成長を実現していくためには、人材の育成が重要であると認識しております。

当社グループの主力事業であるマッサージ直営事業においては、利用者の療養生活に資する高品質なサービス提供を継続的に実施していくことこそが、事業の発展につながるものと考えております。また、あん摩マッサージ指圧師は、独立開業が可能な有資格者となります。そのため、優秀な人材を確保し続けていくためには、成長実感を得られるような職場環境の提供により当社グループでの就労意欲を高めていくことが必要となります。

これらの観点から、当社グループは、より高度で充実した教育研修体制の構築を図り、人材の育成に一層、注力していくことが重要であると認識しております。当社グループは、サービス品質の維持及び向上を図る専門部署を設置するとともに、年間70万件を超えるサービス提供実績に基づく症例データを蓄積し、これらのノウハウを教育研修に活用しておりますが、今後につきましても、

品質管理体制の向上と教育研修制度の充実に積極的に取り組んでまいります。

③安定的な事業基盤の確立について

当社グループは、国民健康保険法及び健康保険法に定められた医療保険制度並びに介護保険法等に定められた介護保険制度を利用した事業を展開しており、利用者の多くは高齢者であるとともに、利用者からの収入の多くは、保険制度に基づく収入となっております。そのため、永続的に事業を通じた社会的な使命を果たしていくためには、特定の制度や利用者層に過度に依存することを回避することが重要であると考えております。

当社グループは、保険制度に基づく収入だけではなく、フランチャイズ加盟店からのロイヤリティ収入をはじめとした収益構造の多様化や、保険適用外サービスの展開による利用者層の拡充等を通じて、安定的な事業基盤の確立に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分		第16期 (2018年3月期)	第17期 (2019年3月期)	第18期 (2020年3月期)	第19期 [当連結会計年度] (2021年3月期)
売 上 高	(千円)	3,284,979	3,711,638	3,962,577	3,672,197
経 常 利 益	(千円)	193,759	313,003	119,700	102,695
親会社株主に帰属 する当期純利益	(千円)	109,912	176,563	56,879	59,320
1株当たり 当期純利益	(円)	54.96	88.16	24.48	25.44
総 資 産	(千円)	1,973,936	2,491,623	2,505,483	3,189,895
純 資 産	(千円)	705,094	1,307,158	1,497,815	1,559,357
1株当たり 純 資 産 額	(円)	352.55	580.96	643.23	668.20

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

3. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第18期以前については、当社単体の数値を記載しております。なお、第18期以前の親会社株主に帰属する当期純利益については、当期純利益の金額を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社オルテンシアハーモニー	5,000千円	100.0%	マッサージフランチャイズ事業

- (注) 1. 当社は、「レイス治療院」ブランドのマッサージフランチャイズ事業を行っている、株式会社オルテンシアハーモニーの全株式を2020年6月1日付で取得し、子会社化いたしました。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	事業内容
マッサージ直営事業	①保険適用マッサージサービス 歩行困難なため自宅や施設で療養生活を余儀なくされている高齢者等の利用者に対し、自宅や施設を訪問して、利用者の主治医の同意に基づき、医療保険制度の適用対象となるマッサージサービスを提供しております。 ②保険適用外マッサージサービス 医療保険制度の適用対象外となる、医師の同意を要しないマッサージサービスを提供しております。
マッサージフランチャイズ事業	マッサージ直営事業にて提供しているマッサージサービスにつきまして、フランチャイズチェーンによる事業展開を行っております。加盟店オーナーとフランチャイズ契約を締結し、開業支援や営業、研修等のサポートを提供しております。
その他	主として訪問看護事業を行っております。訪問看護事業における訪問看護サービスは、自宅等で継続的に療養を要する高齢者等の利用者に対して、その主治医の指示に基づいて、看護師等が当社の訪問看護ステーションより利用者の自宅等を訪問して、療養上の世話や診療の補助等のサービスを提供しております。

(8) 企業集団の主要な事業所 (2021年3月31日現在)

- | | |
|------------|---------------------------|
| ①本店 (当社) | 山梨県中巨摩郡昭和町西条1514番地 |
| ②東京本社 (当社) | 東京都渋谷区初台二丁目5番8号 |
| ③事業所 | 直営店 95拠点
フランチャイズ 237拠点 |

直営店の主な事業所

名 称	所 在 地
札幌事業所	北海道札幌市豊平区
旭川事業所	北海道旭川市
帯広事業所	北海道帯広市
青森事業所	青森県青森市
盛岡事業所	岩手県盛岡市
仙台事業所	宮城県仙台市若林区
秋田事業所	秋田県秋田市
山形事業所	山形県山形市
福島事業所	福島県福島市
茨城事業所	茨城県水戸市
宇都宮事業所	栃木県宇都宮市
群馬事業所	群馬県高崎市
埼玉事業所	埼玉県さいたま市緑区
千葉事業所	千葉県松戸市
我孫子事業所	千葉県我孫子市
佐倉事業所	千葉県佐倉市
千葉中央事業所	千葉県千葉市中央区
市原事業所	千葉県市原市
渋谷事業所	東京都渋谷区
杉並事業所	東京都杉並区
世田谷事業所	東京都世田谷区
練馬事業所	東京都練馬区
品川事業所	東京都品川区
両国事業所	東京都墨田区
赤羽事業所	東京都北区
国分寺事業所	東京都国分寺市
多摩稲城事業所	東京都多摩市
横浜青葉事業所	神奈川県川崎市宮前区
横浜あさひ事業所	神奈川県横浜市旭区
山梨事業所	山梨県中巨摩郡
新潟事業所	新潟県新潟市中央区

名 称	所 在 地
上越事業所	新潟県上越市
富山事業所	富山県富山市
金沢事業所	石川県金沢市
福井事業所	福井県福井市
静岡事業所	静岡県静岡市駿河区
三重事業所	三重県津市
奈良事業所	奈良県奈良市
吹田事業所	大阪府吹田市
鳥取事業所	鳥取県鳥取市
松江事業所	島根県松江市
広島事業所	広島県広島市西区
山口事業所	山口県山口市
徳島事業所	徳島県徳島市
高松事業所	香川県高松市
松山事業所	愛媛県松山市
高知事業所	高知県高知市
福岡事業所	福岡県福岡市早良区
北九州事業所	福岡県北九州市小倉北区
長崎事業所	長崎県長崎市
熊本事業所	熊本県熊本市東区
宮崎事業所	宮崎県宮崎市
鹿児島事業所	鹿児島県鹿児島市
沖縄事業所	沖縄県那覇市
訪問看護ステーション盛岡	岩手県盛岡市
ヘルパーステーション盛岡	岩手県盛岡市
訪問看護ステーション宇都宮	栃木県宇都宮市
訪問看護ステーション新潟	新潟県新潟市北区
訪問看護ステーションすばる	東京都渋谷区
訪問看護ステーションおりおん	東京都港区
他35拠点	

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
マッサージ直営事業	367名 (130名)	一名 (一名)
マッサージフランチャイズ事業	4名 (一名)	一名 (一名)
その他	36名 (16名)	一名 (一名)
全社 (共通)	36名 (4名)	一名 (一名)
合計	443名 (150名)	一名 (一名)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 臨時従業員数は、() 内に年間平均人員数を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パート社員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社 (共通) は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。
4. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	381,732千円
株式会社三菱UFJ銀行	288,367千円
株式会社みずほ銀行	246,668千円
株式会社山梨中央銀行	109,820千円

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 8,000,000株

(2) 発行済株式総数 2,332,600株

(3) 株主数 802名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 優 美	800,000株	34.29%
澤 登 拓	762,000株	32.66%
MSIP CLIENT SECURITIES	110,800株	4.75%
櫻 田 浩 紀	51,000株	2.18%
澤 登 耕	26,900株	1.15%
有 上 宏	26,400株	1.13%
株 式 会 社 K a z y	23,200株	0.99%
株 式 会 社 山 梨 中 央 銀 行	20,000株	0.85%
楽 天 証 券 株 式 会 社	18,900株	0.81%
フ レ ア ス 従 業 員 持 株 会	14,200株	0.60%

(注) 1. 持株比率は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

2. 自己株式は所有しておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2021年3月31日現在）

当連結会計年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

2020年11月13日開催の取締役会決議による第3回新株予約権

①新株予約権の払込金額 払込を要しない

②新株予約権の行使価額 1株当たり金698円

③新株予約権の行使条件 新株予約権発行時において当社従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により退任又は退職する者で、当社が取締役会において特に新株予約権の行使を認めた者についてはこの限りではない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。

イ 2020年11月30日から2022年11月30日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行使することができない。

ロ 2022年12月1日から2023年11月30日までは、割り当てられた新株予約権の2分の1について行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）。

ハ 2023年12月1日から2030年7月31日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行使することができる。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに係る契約書に定めるところによる。

④新株予約権の行使期間 2022年12月1日から2030年7月31日

⑤当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付対象者数
当社使用人	200個	普通株式 20,000株	2人

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	澤 登 拓	株式会社オルテンシアハーモニー代表取締役社長 株式会社優美代表取締役社長
取締役副社長	関 根 竜 哉	株式会社オルテンシアハーモニー取締役副社長
取 締 役	千 葉 大 介	マグナサーチ株式会社代表取締役社長
常 勤 監 査 役	赤 池 雅 司	
監 査 役	日 浦 正 貴	日浦公認会計士事務所所長 ライジング・フォース株式会社取締役 トライアンフィールドホールディングス株式会社社外監査役 株式会社あしたのチーム社外監査役
監 査 役	古 賀 望	弁護士法人泉総合法律事務所

- (注) 1. 取締役千葉大介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役赤池雅司氏、監査役日浦正貴氏及び監査役古賀望氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役日浦正貴氏及び監査役古賀望氏は、公認会計士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は取締役千葉大介氏、監査役赤池雅司氏、監査役日浦正貴氏及び監査役古賀望氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と、取締役千葉大介氏、監査役赤池雅司氏、監査役日浦正貴氏及び監査役古賀望氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を取締役会の決議により定めており、その概要は以下のとおりであります。

イ 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

ロ 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

ハ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は導入しておりませんが、各取締役の個別の報酬原案については、前事業年度における業績等を勘案して策定しております。当該制度の今後の導入については、業績とのバランスや役員に対する業績向上インセンティブ等を踏まえて検討していく方針であります。

非金銭報酬等は、ストックオプションとし、事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し、前事業年度における業績等を勘案して定める数の新株予約権を一定の時期に支給することがあります。

ニ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、代表取締役が社外取締役と事前に協議した上で、各取締役の職責等を総合的に勘案して原案を策定しております。取締役会では、職責及び前事業年度における業績等を総

合的に勘案して策定された原案について審議を行い、取締役の個人別の報酬の割合を決定することとしております。

ホ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役が社外取締役と事前に協議した上で、各取締役の職責等を総合的に勘案して原案を策定し、取締役会において、株主総会で決議された総枠の範囲内において、業績、役位、貢献度等を勘案し、原案について審議して決定しております。なお、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会等はありません。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役が社外取締役と事前に協議した上で、各取締役の職責等を総合的に勘案して原案を策定しており、取締役会においては、各取締役の業績、役位、貢献度等を勘案して審議した結果、決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、2017年6月30日開催の定時株主総会において年額140百万円以内（うち、社外取締役年額20百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の報酬の額は、2017年6月30日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会が個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有しており、代表取締役への一任はしておりません。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	38,108 (2,975)	38,108 (2,975)	—	—	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	11,770 (11,770)	11,770 (11,770)	—	—	3 (3)

(注) 1. 報酬等の額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記には、2020年6月25日付で退任した取締役3名に対する報酬等を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社の関係

社外取締役千葉大介氏は、マグナサーチ株式会社の代表取締役社長であります。なお、当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役日浦正貴氏は、日浦公認会計士事務所の所長、ライジング・フォース株式会社の取締役、トライアンフィールドホールディングス株式会社の社外監査役及び株式会社あしたのチームの社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役古賀望氏の重要な兼職先である弁護士法人泉総合法律事務所と当社との間には特別な利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
社外取締役	千 葉 大 介	社外取締役就任以降に開催された取締役会には、10回中10回出席し、投資ファンドでの経験を経て自ら会社を経営するなどといった幅広い経験及び見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	赤 池 雅 司	当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回、また、監査役会には、13回中13回出席し、長年にわたり製薬企業において業務品質の信頼性保証や法令遵守の促進の業務に従事した経験から適宜発言を行っております。
社外監査役	日 浦 正 貴	当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回、また、監査役会には、13回中13回出席し、主に上場企業における経営陣としての経験、及び公認会計士として培ってきた豊富な経験及び見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	古 賀 望	当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回、また、監査役会には、13回中13回出席し、主に弁護士及び公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役千葉大介氏は、投資ファンドでの経験を経て自ら会社を経営するなど、幅広い経験と高い見識を有しており、当社の重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことを期待しております。同氏の行った職務といたしましては、社外取締役就任以降に開催された取締役会すべてに参加し適宜発言を行うことで、当社の中長期的な株主価値及び企業価値の向上並びにコーポレートガバナンスの強化に寄与しております。

5. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 被保険者の範囲

当社は、当社の取締役、監査役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用、並びに、会社の不当な行為に起因して有価証券損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用が填補対象であります。また、保険料については、その全額を会社が負担しております。なお、被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や、法令に違反することを認識しながら行った行為等に関しては、上記保険契約により填補されません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,850千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,850千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社及び子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人（以下、「役職員」という）は、法令及び定款の遵守は当然のこととして、高い倫理観を保持して誠実に行動することが求められる。当社は、そのような行動のよりどころとなる企業倫理として「会社理念」「経営ビジョン」及び「行動規範」を定める。

ロ 当社は、「コンプライアンス規程」を定めるとともに、取締役会において「コンプライアンス基本方針」を決議して、コンプライアンスの実践を経営の最重要課題の一つと位置づける。その上で、「コンプライアンス行動規範」を定め、当社グループのすべての役職員に対して、コンプライアンス意識が浸透するように努める。また、コンプライアンスに関する教育研修を定期的実施する。

ハ 当社は、取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する重要事項について慎重かつ十分に審議する。これにより、当社グループのコンプライアンス体制の維持及び強化を図る。

ニ 当社は、取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、専属の内部監査人が内部監査活動を実施する。内部監査人は、当社グループにおける業務の法令及び定款の遵守性、並びに社内規程等への準拠性について、継続的にモニタリング活動を実施する。

- ホ 当社は、企業倫理、コンプライアンス行動規範、法令等に反する行為が早期に発見され、是正されることを目的として「コンプライアンス規程」及び「情報管理規程」を定め、内部通報制度を採用する。これにより、企業倫理、コンプライアンス行動規範、法令等に反する行為があった場合には、直ちに取締役社長、監査役及び内部監査人等に報告される体制を構築する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 当社は、「文書管理規程」を定め、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録により保存する。
- ロ 当社の取締役及び監査役は、「文書管理規程」に基づいて取締役の職務の執行に係る情報を閲覧・謄写することができる。
- ハ 文書管理の主管部署は、取締役または監査役から要請があった場合に備えて、取締役の職務の執行に係る情報を常に閲覧可能な状態に保つ。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 当社は、取締役会において、事業活動の継続的な遂行を通じて社会的な責任を果たしていくこと、ステークホルダーからの社会的な信頼性を維持及び確保するとともにより一層高めていくことを目的として、「リスク管理に関する基本方針」を定める。
- ロ 当社は、効果的なリスク管理が実施できるように、経営トップのみならず全役職員参加型のリスク管理体制を構築することに努める。また、取締役会及び経営会議において、当社グループのリスク管理に関する活発なディスカッションを実施する。
- ハ 当社は、「リスクマネジメント規程」を定め、リスクの顕在化を防止または軽減することを通じて、損失等の発生を抑制するために、適切な対策を立て実行する体制を構築する。そのために、「リスク管理マニュアル」の整備及びリスク管理に関する教育研修を実施して、当社グループのリスク管理の実効性を高める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「職務分掌規程」を定め、部門組織の職務分掌を明確にした上で、各取締役の管掌部門及び担当職務を定め、役割分担を明確にする。また、「職務権限規程」を定め、各取締役の職務上の権限を明らかにする。
- ロ 当社は、定例の取締役会を毎月1回以上開催し、経営上の重要事項を慎重に審議して意思決定の適正化を図るとともに、原則として毎週開催される経営会議を通じて、取締役社長による迅速かつ公正な意思決定を図る。こ

れにより経営の健全性を確保しつつ、経営の効率化を推進する。

- ハ 当社は、年度計画のみならず、中期的な経営計画（以下、「中期経営計画」という）を策定し、将来の経営目標と経営ビジョンを前提とした中期的な経営戦略と経営施策を明らかにする。当社は、中期経営計画の策定を通じて、計画的かつ組織的な事業経営の実現に努め、経営のスピードを高める。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 当社グループにおける業務の適正を確保するため、行動のよりどころとなる企業倫理として「会社理念」「経営ビジョン」及び「行動規範」を定め、当社グループのコンプライアンス体制の構築に努める。また、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し、是正することを目的として、内部通報制度の範囲をグループ全体とする。
- ロ 子会社の経営上の重要事項に関しては、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。
- ハ 当社グループは、年度計画のみならず、中期経営を策定し、将来の経営目標と経営ビジョンを前提とした中期的な経営戦略と経営施策を明らかにする。当社は、中期経営計画の策定を通じて、計画的かつ組織的な事業経営の実現に努め、経営のスピードを高める。
- ニ 当社は、「内部監査規程」に基づき、内部監査室が子会社を含めた業務及び財産の状況の監査を行い、当社グループの業務執行の適正を確保する。

⑥反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方並びにそれを確保するための体制

- イ 当社は、企業の社会的責任を自覚して、社会の秩序や当社の健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断する。
- ロ 当社は、「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応する。また、不当要求防止責任者を設置して、いかなる名目の利益供与も行わない。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する体制

- イ 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、遅滞なく、当該使用人を置く。
- ロ 監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分等の決定については、事前に監査役会または監査役の同意を要する。

- ハ 監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人が他部署の使用人を兼務するときは、監査役の職務補助に係る業務を優先する。また、監査役を補助する業務については、当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に帰属し、取締役の指揮命令を受けない。
- ⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ 当社グループの役職員は、法令若しくは定款に反する行為、不正行為、または当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときや、経営上、重要な影響を及ぼす決定をしたときは、直ちに監査役または監査役会に報告する。
 - ロ 当社は、「コンプライアンス規程」を定め、監査役または監査役会に前号の報告したことを理由として、当該報告者に対して、人事上その他不利な取扱いを行わない。
 - ハ 当社は、監査役がその職務を遂行するために、監査費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに対応する。
 - ニ 監査役は、取締役の意思決定の過程及び職務の執行の状況等を把握して、経営に対する監視機能を発揮するために、取締役会のほか、経営会議やその他の重要な会議に出席することができる。また、稟議書やその他の重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの役職員に説明を求めることができる。
 - ホ 当社は、監査役が適切にその職務を果たすことができるように、監査役と積極的にコミュニケーションを図り、取締役社長その他の役職者は、監査役と定期的に意見交換を実施する。また、監査の計画、実施、結果の共有等の各段階において、監査役または監査役会が内部監査人及び監査法人と密接に連携できるように協力する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役会は14回開催されており、他に取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。また、コンプライアンス委員会を開催するとともに、役職員に対し必要な研修を行っております。社内規程等は随時見直しを行い更新するとともに、その内容を周知し、常時確認できるようにしております。
- ② 監査役会は13回開催され、過半数が社外監査役により構成されております。監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役、内部監査室との間で意見交換を行っております。

- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門への監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,535,892	流動負債	627,695
現金及び預金	1,222,581	1年以内償還予定の社債	20,000
売掛金	891,307	1年内返済予定の長期借入金	321,044
貯蔵品	8,897	未払法人税等	27,261
立替金	372,991	賞与引当金	59,575
その他の	41,864	その他の	199,813
貸倒引当金	△1,750	固定負債	1,002,842
固定資産	654,003	社債	100,000
有形固定資産	17,657	長期借入金	705,543
建物	14,886	退職給付に係る負債	24,824
工具、器具及び備品	2,771	繰延税金負債	97,398
無形固定資産	565,748	その他の	75,076
のれん	244,217	負債合計	1,630,538
契約関連無形資産	280,769	(純資産の部)	
その他の	40,761	株主資本	1,558,647
投資その他の資産	70,597	資本金	290,394
繰延税金資産	39,452	資本剰余金	280,394
その他の	31,144	利益剰余金	987,858
		新株予約権	710
		純資産合計	1,559,357
資産合計	3,189,895	負債純資産合計	3,189,895

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,672,197
売 上 原 価		2,047,610
売 上 総 利 益		1,624,587
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,641,194
営 業 損 失 (△)		△16,606
営 業 外 収 益		
助 成 金 収 入	130,725	
そ の 他	4,757	135,482
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,604	
リ ー ス 解 約 損	2,864	
そ の 他	1,712	16,180
経 常 利 益		102,695
特 別 利 益		
事 業 譲 渡 益	14,400	14,400
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
減 損 損 失	5,005	5,005
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		112,089
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	48,920	
法 人 税 等 調 整 額	3,848	52,769
当 期 純 利 益		59,320
親会社株主に帰属する当期純利益		59,320

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当 期 首 残 高	289,638	279,638	928,538	1,497,815	—	1,497,815
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	756	756		1,512		1,512
親会社株主に 帰属する当期純利益			59,320	59,320		59,320
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					710	710
当 期 変 動 額 合 計	756	756	59,320	60,832	710	61,542
当 期 末 残 高	290,394	280,394	987,858	1,558,647	710	1,559,357

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称

株式会社オルテンシアハーモニー

当連結会計年度において、株式会社オルテンシアハーモニーの株式を取得し、子会社化したことにより、同社を連結の範囲に含めております。

持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

会計方針に関する注記

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	8～39年
---	---	-------

工 具、 器 具 及 び 備 品	3～10年
------------------	-------

無形固定資産……………定額法

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年	（社内における利用可能期間）
のれん	5～13年	
契約関連無形資産	13年	

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……従業員の賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。その計算方法は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法としております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社オルテンシアハーモニーの決算日は3月31日であります。

② 消費税等の会計処理

消費税等の処理方法…税抜方式によっております。

表示方法の変更に対する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りについては、合理的な予測をもとに算出しておりますが、特に重要なものとして以下の項目を考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症については、現在も引き続き当社の業績に影響が生じております。会計上の見積りにおいては、現時点で新型コロナウイルス感染症が収束する時期を予測することは困難ですが、当連結会計年度末現在で入手できる情報に基づいて、翌連結会計年度（2022年3月期）も一定期間において新型コロナウイルス感染症の影響が継続し、その後緩やかに収束するものとの仮定をしております。

上記における仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルスの感染状況や経済への影響によっては、翌連結会計年度（2022年3月期）以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

1. 無形固定資産

(1) 連結計算書類に計上した金額

勘定科目	償却期間	金額
のれん	5～13年	244,217千円
契約関連無形資産	13年	280,769千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

契約関連無形資産及びのれんは規則的に減価償却されますが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

株式会社オルテンシアハーモニーの子会社化に伴い取得した契約関連無形資産の企業結合日時点における時価の見積りは、フランチャイズ契約に基づく長期間のロイヤルティ売上的前提となる療養費取扱高予測やフランチャイズ契約の解約予測等、経営者の判断を伴う仮定を基礎としており、その予測には高い不確実性を伴います。

取得時の仮定に用いた療養費取扱高予測の大幅な未達や予測を上回るフランチャイズ契約の解約により、契約関連無形資産及びのれんについて減損損失を計上する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（長期） 39,452千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額に影響することが認められる範囲内で認識しております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としております。事業計画に含まれる将来の売上高予測の主要な仮定は、主に施術回数の見込みであります。施術回数が見込みよりも大幅に未達となった場合、繰延税金資産の計上額を取り崩す可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 24,392千円

連結損益計算書に関する注記

(1) 事業譲渡益の内容は、次のとおりであります。

練馬西事業所 14,400千円

練馬西事業所のマッサージ直営事業の一部を譲渡したものであります。

(2) 減損損失の内容は、次のとおりであります。

用途	種類	金額	場所
マッサージ直営事業	のれん	5,005千円	福岡事業所（福岡県福岡市）

当該のれんについては、福岡事業所事業譲受に伴う超過収益力を認識いたしました。新型コロナウイルス感染症による不確実性等から収益性の低下を認識し、のれんの未償却残高の全額を減損損失として計上いたしました。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	2,328,600	4,000	—	2,332,600
合計	2,328,600	4,000	—	2,332,600

当連結会計年度の発行済株式総数の増加4,000株は、新株予約権の行使によるものです。

当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)
第1回新株予約権	普通株式	39,000
第2回新株予約権	普通株式	28,000
第3回新株予約権	普通株式	20,000

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金については、主に医療保険制度及び介護保険制度に基づく債権であり、その大半は各地域の後期高齢者医療広域連合等の保険者であるためリスクは僅少であります。また、フランチャイズ加盟店に対する立替金についても各フランチャイズが持つ同医療債権を一時立て替えて先払いしているものであり、加盟店オーナーの信用リスクに晒されております。一方でその一部は利用者に対する債権であり、これは利用者の信用リスクに晒されております。また、賃貸物件において預託している敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、長期借入金及び社債は、事業活動に必要な資金の調達を目的にしたものであり、流動性リスクに晒されております。

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、担当部署が取引相手からの入金状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、滞留債権の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性のリスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注)2. 参照）

（単位：千円）

科 目	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(資産)			
(1) 現金及び預金	1,222,581	1,222,581	—
(2) 売掛金	891,307	891,307	—
(3) 立替金	372,991	372,991	—
(負債)			
(4) 社債（※1）	120,000	120,511	511
(5) 長期借入金（※2）	1,026,587	1,024,188	△2,398

（※1）1年内償還予定の社債20,000千円は社債に含めております。

（※2）1年内返済予定の長期借入金321,044千円は長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(4) 社債、(5) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	2021年3月31日
敷金及び保証金	30,418

敷金及び保証金については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

企業結合等関係に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社オルテンシアハーモニー

事業の内容 マッサージフランチャイズ事業

② 企業結合を行った主な理由

当社グループは、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に達する2025年頃には、国民の3人に1人が65歳以上の高齢者、5人に1人が75歳以上の後期高齢者になるといういわゆる「2025年問題」の到来が見込まれる環境下において、介護施設等の法人営業を強化することによるサービス利用者のさらなる増大を通じて、当社グループが「2025年問題」の解決企業として事業を遂行していくことを目標としております。介護施設等の法人営業を強化するためには、サービス提供エリアのより一層の拡充が必要不可欠であるため、全国規模で訪問マッサージのフランチャイズ運営を行っている株式会社オルテンシアハーモニーの株式を取得し子会社化いたしました。

③ 企業結合日

2020年6月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100.0%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
2020年6月1日から2021年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金及び預金	449,857千円
取得原価	449,857千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 6,800千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

253,627千円

② 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

13年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	7,500千円
固定資産	300,000千円
資産合計	307,500千円
固定負債	111,270千円
負債合計	111,270千円

(7) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに主要な種類別の加重平均償却期間

主な種類別の内訳	金額	償却期間
契約関連無形資産	300,000千円	13年

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	668円20銭
1 株当たり当期純利益	25円44銭

重要な後発事象に関する注記

(子会社の異動を伴う株式取得)

当社は2021年3月15日開催の取締役会において、居宅介護支援事業及び訪問介護事業を行うスカイハート株式会社の株式を譲り受ける契約を同日付けで締結し、2021年4月1日に株式取得を実行し、スカイハート株式会社を完全子会社といたしました。

1. 取得の理由

当社は、「全国津々浦々に、一人でも多くの方に速やかにフレアスのサービスを提供し、日本の在宅事情を明るくする。」という経営ビジョンのもと、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に達する2025年頃には、国民の3人に1人が65歳以上の高齢者、5人に1人が75歳以上の後期高齢者になるいわゆる「2025年問題」の解決企業として、在宅マッサージサービスの拡大を推進するとともに、訪問看護及び訪問介護事業を展開してまいりました。

今般、千葉県千葉市を中心に事業を展開してきたスカイハート株式会社の株式100%を譲り受けることにより、同地域における居宅介護支援事業と訪問介護事業に参入し、在宅マッサージとの複合サービスを提供することで、社会福祉サービスを総合的に提供できる企業に成長してまいります。

2. 異動する子会社の概要

(1) 名称	スカイハート株式会社	
(2) 所在地	千葉県千葉市稲毛区稲毛台町12番12号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 山田 裕子	
(4) 事業内容	居宅介護支援事業、訪問介護事業	
(5) 資本金	5,000千円	
(6) 設立年月日	2007年9月14日	
(7) 大株主及び持株比率	山田 裕子 (100%)	
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

3. 株式取得の相手先の概要

(1) 名称	山田 裕子
(2) 所在地	千葉県浦安市
(3) 上場会社と当該個人との関係	当社と当該個人及びその近親者との間には、資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

4. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式数の状況

(1) 異動前の所有株式数	一株 (議決権の数：一個) (議決権所有割合：－％)		
(2) 取得株式数	500株 (議決権の数：500個)		
(3) 取得価額	スカイハート株式会社の普通株式	5,000千円	
	アドバイザー費用等 (概算額)	500千円	
	合計 (概算額)	5,500千円	
(4) 異動後の所有株式数	500株 (議決権の数：500個) (議決権所有割合：100％)		

※1. 本件における株式取得価額の算定に当たっては、第三者機関による適切なデュエディリジェンスを実施し、DCF法による株式価値算定を行っており、価格の妥当性を検証するための十分な手続きを実施しております。

2. 本件の取得資金につきましては、全額自己資金を充当いたします。

5. 日 程

(1) 取締役会決議日	2021年3月15日
(2) 契約締結日	2021年3月15日
(3) 株式譲渡実行日	2021年4月1日

(新たな事業の開始)

当社は、2021年4月15日開催の取締役会において、新たに看護小規模多機能型居宅介護事業を開始することを決議いたしました。

1. 事業開始の趣旨

当社グループは、「全国津々浦々に、一人でも多くの方に速やかにフレアスのサービスを提供し、日本の在宅事情を明るくする。」という経営ビジョンのもと、在宅マッサージサービスの拡大を推進するとともに、訪問看護及び訪問介護事業を展開してまいりました。

しかしながら、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に達する2025年頃には、国民の3人に1人が65歳以上の高齢者、5人に1人が75歳以上の後期高齢者になるといういわゆる「2025年問題」が到来し、多くの医療難民、介護難民の発生への対応が社会問題となることを見込んでおります。このような環境下、「2025年問題」の解決企業として当社グループが事業を遂行し、在宅療養を余儀なくされている方の生活を豊かにしていくためには、在宅マッサージサービスの拡大だけでなく、看護や介護等との連携をより一層強め、社会福祉サービスを総合的に提供できる企業へと成長する必要があると考えております。

そこで、これまでの訪問看護や訪問介護に加えて、利用者が通い（デイサービス）や泊まり（ショートステイ）での利用が可能となる看護小規模多機能型居宅介護事業を開始することといたしました。

2. 本事業の概要

(1) 本事業の内容

看護小規模多機能型居宅介護とは、医療依存度の高い利用者が在宅生活を営む中で生じる様々なニーズに対して、従来型の介護施設で行われていた通いや泊まりでの利用に加えて訪問看護や訪問介護といった複合的なサービスを、看護小規模多機能型居宅介護事業所を設立することで実現する介護保険サービスです。

また、国が推進している、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるための「地域包括ケアシステム」の中心的な役割を期待されている事業でもあります。

- (2) 本事業を担当する部門
開発企画部

3. 日 程

(1) 取締役会決議日	2021年4月15日
(2) 事業開始期日	2021年12月中（予定）

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,172,338	流動負債	611,435
現金及び預金	1,190,255	1年内償還予定の社債	20,000
売掛金	887,210	1年内返済予定の長期借入金	321,044
貯蔵品	8,532	未払金	102,001
前払費用	35,908	未払消費税等	10,809
その他の	51,645	未払費用	50,231
貸倒引当金	△1,215	前受金	7,326
固定資産	887,153	未払法人税等	27,020
有形固定資産	17,657	預り金	11,772
建物	14,886	賞与引当金	59,575
工具、器具及び備品	2,771	その他の	1,655
無形固定資産	47,609	固定負債	898,743
ソフトウェア	39,401	社債	100,000
のれん	6,847	長期借入金	705,543
その他	1,360	退職給付引当金	24,824
投資その他の資産	821,886	その他の	68,376
関係会社株式	461,357	負債合計	1,510,179
関係会社長期貸付金	290,004	(純資産の部)	
長期前払費用	715	株主資本	1,548,602
敷金及び保証金	30,345	資本金	290,394
繰延税金資産	39,452	資本剰余金	280,394
その他の	10	資本準備金	280,394
		利益剰余金	977,813
		その他利益剰余金	977,813
		繰越利益剰余金	977,813
		新株予約権	710
		純資産合計	1,549,312
資産合計	3,059,492	負債純資産合計	3,059,492

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,512,864
売上原価		1,985,422
売上総利益		1,527,442
販売費及び一般管理費		1,563,473
営業損失(△)		△36,031
営業外収益		
助成金収入	130,033	
その他の	15,533	145,567
営業外費用		
支払利息	5,596	
リース解約損	2,864	
その他の	1,995	10,456
経常利益		99,079
特別利益		
事業譲渡益	14,400	14,400
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	5,005	5,005
税引前当期純利益		108,474
法人税、住民税及び事業税	48,678	
法人税等調整額	10,519	59,198
当期純利益		49,275

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株 予約権	純資 産計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合計		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計			
				繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	289,638	279,638	279,638	928,538	928,538	1,497,815	—	1,497,815
当 期 変 動 額								
新株の発行	756	756	756			1,512		1,512
当 期 純 利 益				49,275	49,275	49,275		49,275
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							710	710
当期変動額合計	756	756	756	49,275	49,275	50,787	710	51,497
当 期 末 残 高	290,394	280,394	280,394	977,813	977,813	1,548,602	710	1,549,312

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…………… 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	8～39年
---	---	-------

工 具、 器 具 及 び 備 品	3～10年
------------------	-------

無形固定資産…………… 定額法

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年	（社内における利用可能期間）
---------------	----	----------------

の	れ	ん	5年
---	---	---	----

4. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金…………… 売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金…………… 従業員の賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。

(3) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。その計算方法は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法としております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の処理方法…税抜方式によっております。

表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産（長期）

39,452千円

会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報につきましては連結注記表記載のとおりです。

貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 24,392千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）
短期金銭債権 175千円

損益計算書に関する注記

- (1) 事業譲渡益の内容は、次のとおりであります。

練馬西事業所 14,400千円
練馬西事業所のマッサージ直営事業の一部を譲渡したものであります。

- (2) 減損損失の内容は、次のとおりであります。

用途	種類	金額	場所
マッサージ直営事業	のれん	5,005千円	福岡事業所 (福岡県福岡市)

当該のれんについては、福岡事業所事業譲受に伴う超過収益力を認識いたしました
が、新型コロナウイルス感染症による不確実性などから収益性の低下を認識し、
のれんの未償却残高の全額を減損損失として計上いたしました。

- (3) 関係会社との取引高

営業取引以外の取引高 11,039千円

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

減価償却限度超過額	435千円
退職給付引当金	7,427千円
賞与引当金	17,824千円
未払事業税等	2,603千円
未払法定福利費	2,665千円
資産調整勘定	5,876千円
その他	6,284千円
繰延税金資産小計	43,117千円
評価性引当金	△3,664千円
繰延税金資産合計	39,452千円

関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の 名称	議決権等の 所有（被所有）の割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
子会社	株式会社オルテンシアハーモニー	所有 直接100.0%	運転資金の貸付、役務の提供及び役員の兼任	資金の貸付 利息の受け取り 業務受託	300,000 399 10,640	関係会社長期貸付金 —	290,004 —

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

会社運営等にかかる業務の受託に関する取引条件については、受託する業務の内容等を勘案のうえ決定しております。取引金額には消費税等が含まれておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	663円90銭
1 株当たり当期純利益	21円14銭

重要な後発事象に関する注記

連結注記表 重要な後発事象に関する注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社フレアス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 倫 哉 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 川 端 美 穂 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フレアスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フレアス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年 5月20日

株式会社フレアス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 井 上 倫 哉 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 川 端 美 穂 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フレアスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社フレアス 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 赤 池 雅 司 ㊟

監査役（社外監査役） 日 浦 正 貴 ㊟

監査役（社外監査役） 古 賀 望 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社の事業活動の実態を踏まえ、事業目的の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）に定める目的事項を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 ～ 23 （条文省略） 24 フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集及び指導業務 25 ～ 27 （条文省略）	（目 的） 第2条 （現行どおり） 1 ～ 23 （現行どおり） 24 フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集、 <u>開業支援業務、事業譲渡を伴う開業支援業務</u> 及び指導業務 25 ～ 27 （現行どおり）

第2号議案 取締役に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社の取締役の報酬額は、2017年6月30日開催の定時株主総会において年額140百万円以内（うち、社外取締役年額20百万円以内）とする旨ご承認いただき今日にいたっております。本議案は、当該報酬の枠内で、当社取締役に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

当該新株予約権の価値は、当社株価に連動するものであり、当該新株予約権の付与は、当社の中長期的な業績を取締役の報酬に反映させ、また株主価値と対象者の利益とを一致させることにより、当社取締役の経営意欲を一層高め、当社業績の向上を図ることを目的とするものであります。

新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式50,000株を上限とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、4. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の総数

500個を上限とする。

(新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株とする。ただし、上記1. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、金銭の払込みを要しないものとすることは、特に有利な条件による発行（有利発行）に該当しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日取引がない場合はその日に先立つ直近日の終値）とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額

は次の算式により調整されるものとし、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

5. 新株予約権を行使することができる期間（権利行使期間）

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後3年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までとする。

ただし、権利行使期間の最初の日または最終日が当社の休業日に当たる場合は、その翌営業日が権利行使期間の最初の日となり、その前営業日が権利行使期間の最終日となるものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権発行時において当社取締役、監査役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により退任又は退職する者で、当社が取締役会において特に新株予約権の行使を認めた者についてはこの限りではない。

- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。
 - 〔新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日から3年間〕
割り当てられた新株予約権の全てについて行使することができない。
 - 〔権利行使期間の最初の日から1年間〕
割り当てられた新株予約権の2分の1について行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）。
 - 〔権利行使期間の最初の日から1年を経過した日から6年間〕
割り当てられた新株予約権の全てについて行使することができる。
- (4) その他の新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに係る契約書に定めるところによる。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から同(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得事由および条件

- (1) 当社は、新株予約権者が権利を行使することができなくなった場合、または、新株予約権者が権利を喪失した場合には新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- (3) 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10. 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本取扱いは、以下に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

- (7) 再編対象会社による新株予約権の取得
 - 8. に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の行使条件
 - 6. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 7. に準じて決定する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化及び充実を図るため、監査役1名の増員をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
な ら か すみ 奈 良 香 澄 (1962年9月24日生)	1985年4月 株式会社リクルートコンピュータプリント（現株式会社リクルートコミュニケーションズ）入社 2000年1月 株式会社リクルート出向 2001年10月 株式会社リクルートスタッフィング転籍 2011年2月 当社入社 在宅事業本部営業推進部長 2012年10月 当社 在宅事業本部事業推進部長兼関東統括責任者 2015年10月 当社 在宅事業本部マッサージ事業部長 2018年4月 当社 在宅マッサージ事業本部長補佐 2018年6月 当社 取締役東日本事業本部長 2020年4月 当社 取締役事業本部管掌 2020年6月 当社 執行役員事業本部長補佐（現任）	一株
【監査役候補者とした理由】 長年にわたり当社の事業部門を牽引してきたことから、当社事業における豊富な経験と深い見識があり、当社の重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためです。		

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用、並びに、会社の不当な行為に起因して有価証券損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

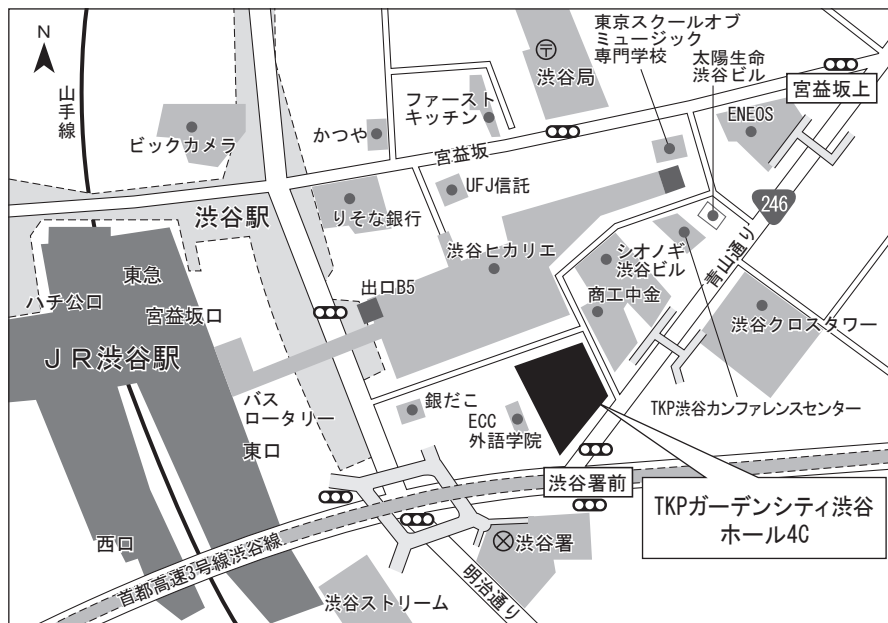
3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用、並びに、会社の不当な行為に起因して有価証券損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用が填補対象であります。また、保険料については、その全額を会社が負担しております。なお、被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や、法令に違反することを認識しながら行った行為等に関しては、上記保険契約により填補されません。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル4階
TKPガーデンシティ渋谷 ホール4C
電話番号 03-6418-1073



- 交 通 ● J R 山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
東口より徒歩3分
- 東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅
B5番出口より徒歩2分
- 東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
ヒカリエ方面連絡通路より徒歩3分
- 京王井の頭線「渋谷」駅
中央口より徒歩6分

※渋谷駅周辺は改装中のため、歩道橋の位置等が変更になる可能性があります。

(お車でのご来場はご遠慮ください)